
ぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の上限価格をいう。ただし、上限価格を定める外務省告示の改正により、上限価格を定める外務省告示別表1に定める原油の上限価格を引き下げた場合であつて、当該改正の日より前に特定資本取引に係る契約を行った者

ぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表1に定める原油の上限価格をいう。

がその契約に基づいてする取引（当該改正の日より前に仕向地への輸出を目的として船積みされた貨物であつて、令和七年十月十七日までに当該仕向地において船卸しをされるものに係る取引に限る。）については、当該改正の日の前日において上限価格を定める外務省告示別表1に定められている上限価格をいう。

(4)
・
(5) (略)

(4)
・
(5) (略)